

後期高齢者歯科口腔健康診査におけるながれ

令和3年3月1日現在

健診予約受付

1 健診予約受付前の確認事項

- * 委託契約をしている市町村の住民ですか？
- * 委託契約をしている健診実施期間の範囲内ですか？
- * 受診券は準備できていますか？

2 健診日の予約調整をする

健診当日

- 3 受診者が持参した受診券・保険証の確認をする
- 4 自己負担（400円）を受診者から受領する
- 5 受診者に質問票の記入を促す
- 6 健診実施（健診票・指導票の記入）
- 7 健診結果の説明を受診者に行う
- 8 健診票の写し及び指導票を受診者に渡す

健診請求

9 県歯科医師会に送付する

- ①送付票 ②健診票 ③質問票

健診費用の振り込み

10 国保連合会からの入金

留意事項

- * 委託契約していない場合は、健診受診者の住所地市町村担当課に調整の電話をお願いします。
- * 健診実施期間が不明な場合は健診受診者の住所地市町村担当課に確認をお願いします。
- * 受診券がない場合は健診受診者の住所地市町村担当課において発行していますので、電話で依頼してもらいましょう。
- (受診券を作成していない市町村もありますので、契約の際にご確認をお願いします)

- * 自己負担が発生しない市町村がありますので確認をお願いします。

- * 健診を実施した該当月末にまとめて県歯科医師会に送付してください。
- * 診療所においては健診票及び質問票の写しを保管してください。

- * 県歯科医師会において健診結果入力作業、国保連合会において審査等に時間を要するため、健診票等を送付された2~3か月後の入金になりますのでご了承ください。

- * 振込金額は健診単価5320円から自己負担400円を引いた4920円に健診実施人数（請求された人数）を乗じた金額になります。

(自己負担を市町村が負担する場合には5320円に健診実施人数を乗じた金額となります)

健診様式

【質問票】

健診受診者に記入を促し、記入漏れがないように確認をお願いします。
服薬や体重減少などの質問項目が増えていきます。

【健診票】

健診項目は舌口唇機能評価が増えていきます。
健診実施後には、健診票の写しを受診者に渡し、結果説明をお願いします。

【指導票】

健診実施後に健診結果を受診者に説明する際に活用し、健診票の写しとともに受診者に渡してください。

【後期高齢者歯科口腔健康診査データ提出表】

健診請求を県歯科医師会事務局に送付する際に必要です。